

2022.11.18
立憲民主党
日本維新の会

被害者救済新法（政府案）について

少なくとも現時点では、以下の問題点を指摘する。この問題点を解消していただきたい。

■政府案の寄付の規制

禁止行為*（により）→困惑（して）→寄付（の意思表示）

*「靈感等による知見として、本人や親族の重要事項について、現在又は将来の重大な不利益を回避できないとの不安をあり、または不安を抱いていることに乗じて、当該不利益を回避するためには寄付をすることが必要不可欠であることを告げること」

この一連の流れが立証された寄付に限って、取消しとなる。

この一連の流れが紐付けされているために、旧統一教会で問題となっている、いわゆるマインドコントロール下であり、進んでする寄付は対象外となってしまう。

しかも、*にある「当該不利益を回避するためには寄付をすることが必要不可欠であることを告げる」という要件が厳しすぎ、現行の消費者契約法等よりも旧統一教会の被害者救済は困難になる。

■そもそもなぜ新法なのか。

新法の要件は消費者契約法改正案の要件とほぼ同じであり、救済の範囲を広げるはずの新法の意味がなくなっている。

■家族の救済

家族等らの被害回復の手立てとして提案されている債権者代位権は、現行にすでにある制度であり、債権者代位権を行使できる家族の範囲が広がったわけではなく、しかも献金をした本人が無資力でなければ使えない。

取り戻すことができるのは扶養請求権等の範囲内に限定される。本人を救済するものではない。

■「乗じて」の要件

「不安を抱いていることに乗じて」について、要件が狭すぎる。いわゆるマインドコントロ

ール下における行為を規制できない。

■借入等による資金調達の要求の禁止

要求をせず自発的に借入れや、住居を処分して献金しても規制できない。

借入れや住居を売らない範囲の献金は規制の対象外と誤認されかねない。

■対象

個人から法人に対する寄付のみを対象としているが、法人のみでは対象が狭すぎる。

■行使期間

取消権の行使期間が10年とは短すぎる。

行使期間について、民法にそろえるべき。

以上